

博士論文

イスラエルにおける共生社会実現に向けた NGO 諸団体の教育活動  
—ユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の接触・非接触に着目して—  
(要約)

飛田麻也香

広島大学大学院国際協力研究科

2023年3月

# 目次

## 序 論

- 第1節 研究の着想
- 第2節 研究の目的と研究方法
- 第3節 先行研究の検討
- 第4節 研究の射程
- 第5節 論文構成

## 第1章 「共生社会」実現をめぐるイスラエルの教育政策

- 第1節 共生社会をめぐる教育政策の変容—「共存」から「共生社会」、そして「パートナーシップ」へ—
- 第2節 学校教育における「共生社会」の位置づけ

## 第2章 共生社会のための教育に関わる NGO の類型と特質

- 第1節 35 団体の基礎情報
- 第2節 35 団体の類型化とその特質

## 第3章 類型 A：接触・交流型

- 第1節 事例① タグ・メール
- 第2節 事例② ニュー・ウェイ
- 第3節 類型 A に該当する団体の特質

## 第4章 類型 B：接触・対話型

- 第1節 事例① インターフェース・エンカウンター・アソシエーション
- 第2節 事例② フレンドシップ・ヴィレッジ
- 第3節 類型 B に該当する団体の特質

## 第5章 類型 C：非接触型

- 第1節 事例① メルハビム
- 第2節 事例② シプール・ヒカヤ
- 第3節 類型 C に該当する団体の特質

## 第6章 NGO 諸団体による教育活動の意義と課題—6 事例の横断的分析—

- 第1節 3つの観点から見る 6 団体の比較検討
- 第2節 類型 A～C の意義と課題

## 結 論 共生社会のための教育にかかる課題と展望

イスラエル・パレスチナ間の紛争解決や平和構築については様々な分野で研究がなされてきた。しかしながら、紛争解決や平和構築を考えるにあたっては、イスラエル・パレスチナ間のみならず、イスラエル国内のユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の相互理解の促進にも目を向ける必要がある。イスラエル国内のパレスチナ・アラブ人は、イスラエルにおける最大の少数グループであるにもかかわらず、政府の差別的な政策に抑圧され、ほとんどすべての領域で困窮していると指摘されてきた。社会経済格差の拡大や国内におけるユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の対立激化による社会の混乱などを受け、教育省の市民教育・共生本部（The headquarters for civic education and shared life）では「共生社会（Shared Society）」「パートナーシップ（Partnership）」といったキーワードを用いて、国内の様々な NGO と協力しながら人種差別防止や偏見の軽減、異なるグループ間の分断の改善を目指した活動を行っている。本研究の目的は、イスラエル国内で、ユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の「共生社会」実現を目指した教育活動が、NGO によっていかに推進されてきたか、またそこにはどのような課題と展望があるかを明らかにすることである。

本論文の構成は次のとおりである。序論では、研究の着想、研究目的と研究方法、先行研究の検討、具体的研究課題、論文構成を論じている。第 1 章では、共生社会の実現をめぐるイスラエルの教育政策について、共存、共生社会、パートナーシップという中心理念の変遷を整理するとともに、教育関係法規やカリキュラムの分析から学校教育における共生社会の位置づけを明らかにしている。第 2 章では、共生社会の実現をめざして教育活動を行う NGO の設立年、活動内容や対象者を整理した上で、双方の接触、非接触、両者間で議論が紛糾する内容の取り扱いの有無といった観点から、35 の NGO を接触・交流型（類型 A）、接触・対話型（類型 B）、非接触型（類型 C）に類型化し、それぞれの特質を論じている。第 3 章、第 4 章、第 5 章では、類型毎に 2 団体、計 6 団体の NGO について、活動理念、教育活動の具体やその成果と課題などを論じている。第 6 章では、共生社会の定義を用いて職員や使用言語、活動場所にみられる対称性などの横断的比較分析を行い、各類型の教育活動の意義と課題を論じている。結論では、各章を踏まえて共生社会のための教育の課題と展望を論じている。

イスラエル政府は、1980 年代後半から、イスラエル国内のユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の関係改善、ひいては「共生社会」の実現を目指していくつもの調査委員会を設置してきた。調査委員会は教育分野を中心としてさまざまな提言を行ってきたが、政権交代にともない、それらが実行されることはほとんどなく、具体的な教育政策や予算計画が議論されることもなかった。2016 年の国家監査官による特別報告書は、こうした問題点を厳しく指摘したものであった。その後も「共生社会」や「パートナーシップ」をキーワードとしていくつかの報告書が提出されたが、カリキュラム等を検討した限り、関連する内容が大きく取り上げられていることはなかった。こうしたこと

から、市民教育・共生本部をはじめとする国家の組織は、政府として具体的な政策を計画、実行するというよりも、もっぱら NGO 団体によって実施される共生社会の実現を目指した様々なプロジェクトに対して支援を行うことで、こうした活動に関わってきたことが分かる。このように、政権交代が起こるたびに社会の方向性が大きく変わりかねない不安定な社会の中で、共生社会の実現という目標を達成するためには、NGO をはじめとする市民社会組織のはたらきが必要不可欠となっていることが明らかになった。

イスラエル国内でユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の共生社会実現のために活動を行う NGO 団体は、大きく 3 つのグループに分けられる。すなわち、「ユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の直接的な交流を伴い、互いを知ることや良い関係を保つことに焦点を当てた活動（接触・交流型）」「ユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の直接的な交流を伴い、両者の非対称な関係性やアイデンティティの問題などの内容を取り扱う活動（接触・対話型）」「ユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の直接的な交流を伴わない活動（非接触型）」、である。それぞれのグループに属する NGO 団体は、義務教育段階の子どもたちや教員、若者や宗教派の人々などを対象に、共同学習や学校間交流、ワークショップの実施や教材の開発など、様々な対象、内容を用いて活動を行っていた。

35 の NGO 団体の情報を整理、考察するとともに、計 6 団体の具体的事例について分析を行った結果、次のようなことが分かった。第一に、多くの NGO が学校関係者、とくに教員を対象とした活動を行っていること。このことから、長期的にみて、子どもや若者の認識を変えることが重要視されていることや、そのために教員が共生社会のための教育に関する知識や能力を身に着けることが期待されているといえるだろう。一方で、共生社会の実現にあたっては、子どもたちだけでなく、様々な年齢や立場の人々の参加が重要となる。そのため、一般市民を対象とした活動がより増えていくことが望ましい。第二に、インタビューや先行研究から、NGO の活動が参加者の偏見の軽減や、参加者同士の肯定的な関係の構築によい影響を与えたという成果がみられたこと。また、類型 A や類型 B のみならず、類型 C に該当するメルハビムの活動からも同様の成果が語られたことから、接触を伴わない研修やワークショップも、将来的な他グループとの接触を成功させるために重要な役割を果たしうることが示された。第三に、NGO 団体によって活動のしやすさや財政状況に格差があり、そこには教育省などの国家機関との関係性がかかわっていると考えられること。教育省は現在「パートナーシップ」をキーワードとし、イスラエル国内におけるユダヤ人とパレスチナ・アラブ人の「パートナーシップ」推進を謳っている。しかしながら、独立宣言や 2018 年の「基本法：ユダヤ人国家としてのイスラエル (Basic Law: Israel-the Nation State of the Jewish People)」からも分かるように、最終的な目標はパレスチナ・アラブ人のイスラエル国家への統合である。このことから、パレスチナ・アラブ人に対し「パレスチナ

人」としてのアイデンティティについて考えさせるよりも「イスラエル人」としてのアイデンティティを涵養しようとする活動を行う団体が優遇される傾向にあると考えられる。教育省と積極的に協働を行う NGO に所属し、共生社会実現のために活動するパレスチナ・アラブ人スタッフが、一方でインタビュー中に「彼ら（ユダヤ人）は私たちのことをアラブ人と呼び、パレスチナ人とは呼ばないのです」、「居場所がないと感じるから、アメリカに移住しようと考えています」などと語ったのは、こうした状況を反映しているといえるだろう。

各事例の比較検討を行い、類型 A、B、C のもつ意義と課題を明らかにした結果、接触を伴い、議論が紛糾する可能性のある内容を取り扱う類型 B の団体が、イスラエルにおける共生社会実現の上でより重要な役割を果たしうる可能性があることが示された。そのうえで、議論が紛糾する可能性のある内容を取り扱う対話を成功させるには、長期的な相互の接触によって深い信頼関係を築くことが必要であることも分かった。しかしながら、そうした内容を取り扱うことは社会からの賛同を得づらいため、活動資金の獲得など、運営面において困難を抱える。そのため、こうした内容の取扱いには消極的である団体が多く、結果的に類型 B の団体数が他の種類の団体に比べて少ないと考えられる。

また、類型 A、B、C の 6 団体すべてが、他者のもつ異なる考え方や文化などについて知ることを目的として活動していたことが明らかになった。本論文で設定した共生社会の定義に照らして考えると、イスラエルにおける共生社会の実現に向けては「集団による考え方の違いを認識」するという基礎的な段階にあるといえるだろう。類型 C の団体による非接触の活動は、単一グループによる活動という安定感の中で他者に対する知識を与え、今後起こるかもしれない他者グループとの接触に対する準備の役割を果たす。また、類型 A の団体による接触を伴う活動は、互いに対する偏見を減らし、友情をはぐくむ効果がある。こうしたことから、イスラエルにおける共生社会の実現は、類型 C から類型 A、類型 B へと、段階的に行われていく最中であるともとらえられるが、将来的には類型 B に該当する活動が増えていくことが望ましい。